

7

適用除外広告物

自家広告物の適用除外の基準

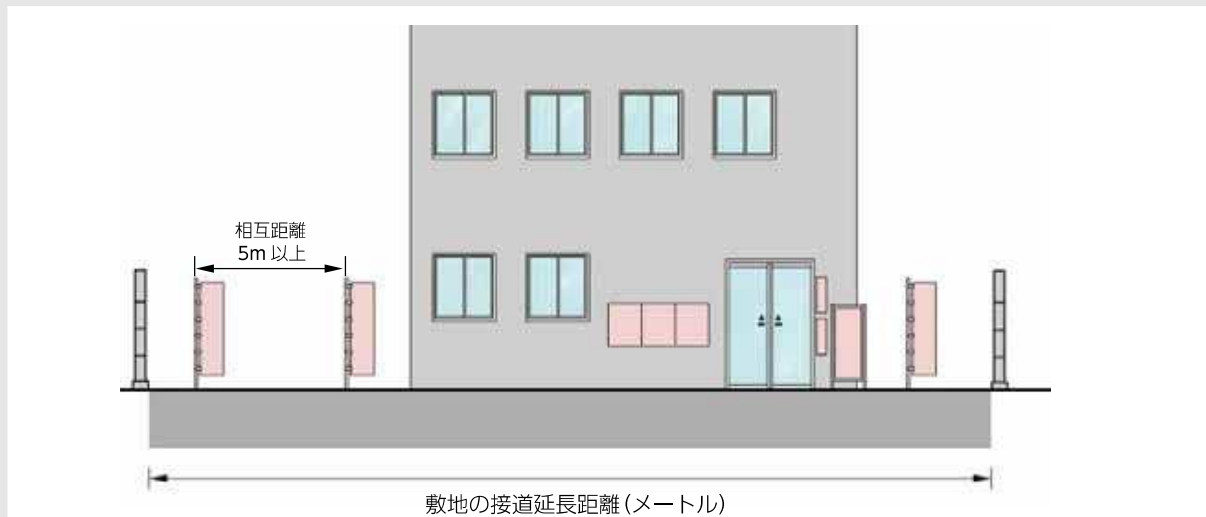
■自家広告物は、地域区分ごとに定められた表示面積などの基準に適合すれば、許可不要で表示できるものがあります。

▼参照「禁止地域」8ページ、「第1種許可地域」10ページ、「第2種許可地域」12ページ

■自家用の簡易広告物の適用除外の基準

許可地域における自家用の簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）は、下記の合計個数（枚数）の基準を満たせば、許可不要で表示できます。ただし、広告物の種類ごとの許可個別基準に適合することが必要です。

▼参照「簡易広告物」16ページ



■簡易広告物の個数（枚数）の合計

= 敷地の接道延長距離（単位：メートル）÷ 5（端数切り捨て）+ 5 個（枚）以下

■自家用の禁止物件に関する適用除外の基準（許可不要）

禁止物件	表示面積		条 件
石垣・擁壁	5㎡以下		物件の所有者・管理者が自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容等を表示するもので、許可共通基準に適合するもの
送電塔・送受信塔・煙突・ガスタンク等	禁止地域	10㎡以下	
	許可地域	15㎡以下	



送電塔・送受信塔など



石垣・擁壁



自家・非自家広告物共通の適用除外の基準

適用除外になる自家・非自家広告物共通の基準は、下表のとおりですが、許可や届出、協議などの手続きをしなければ適用除外とならないものがありますので、注意してください。

適用除外広告物 <small>条例第12条</small>	内容・基準など	手続要否	禁止地域	禁止物件	許可地域
法令の規定により表示するもの 1-1	  交通標識等 建築確認の表示	不要	○	○	○
公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等 1-3	選挙告(公)示後、選管の検印を要するポスター等	不要	○	○	○
政治資金規正法第6条の届出をした政治団体の簡易広告物 3-10	表示期間 2ヶ月以内 で、表示期間と表示者名を明記したもの	不要	○	×	○
	上記以外のもの (届出により表示期間は最長 4ヶ月以内 。)	届			
国・地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの 1-2	表示期間 2ヶ月以内 で、表示期間と表示者名を明記したもの。又は犯罪捜査等に係るもの。	不要	○	○	○
	上記以外のもの	届／協			
公共的団体が公共的目的をもって表示するもの 6-2		届	×	×	○
公共掲示板に地方公共団体の定める規程に従い表示するもの 3-9		不要	○	×	○
公共施設・物件等に寄贈者名等を表示するもの 2	表示個数：1施設・物件につき 1個 表示面積： 0.5㎡ 以下かつ1平面面積の 1/20 以下 	不要	○	○	○
講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会等の 会場敷地内 に表示するもの 3-5		不要	○	×	○
営利目的でない講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会・労働組合等の 宣伝のため 表示するもの 6-1	表示期間： 1ヶ月以内	届	×	×	○

【届出が必要な場合】

- ・政治資金規正法第6条の届出をした政治団体が簡易広告物を表示するとき
- ・国・地方公共団体や公共的団体が公共的目的をもって表示するとき
- ・営利を目的としない講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会・労働組合等の宣伝のために表示するとき

適用除外広告物 条例第12条	内容・基準など	手続要否	禁止地域	禁止物件	許可地域
祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示するもの 3-4	表示期間：祭典などの開催期間中に限定 (事前のPR活動は要手続き)	不要	○	×	○
自己の管理する土地・物件に、 管理上必要 なため表示するもの 3-2	表示面積：1面 2㎡ 以下 	不要	○	×	○
禁止物件 に管理上の必要性により表示するもの 5-2		不要	×	○	○
工事現場 の板塀・仮囲い等に表示するもの 3-3	表示期間：当該工事期間に限る 表示内容等：次のいずれかに該当 ・動植物、風景などの絵画・写真で周囲の景観に調和し、かつ営利目的でないもの ・進捗状況など工事現場管理に必要で、かつ合計 10㎡ 以下のもの 	不要	○	×	○
電車・自動車 に表示するもの 3-6	次のいずれかに該当 ・表示面積が電車1両で 15㎡ 以下、自動車1台で 3㎡ 以下 ・公共的目的で表示 ・所有者等の名称、当該車両事業内容を表示	不要	○	×	○
人・動物・車両 (電車・自動車を除く)・ 船舶等 に表示するもの 3-8		不要	○	×	○
他の自治体で登録された自動車 に、他の自治体の条例に適合して表示されたもの 3-7		不要	○	×	○

○ … 表示可 × … 表示不可あるいは該当なし 不要 … 手続き不要 届 … 届出が必要 許 … 許可が必要 協 … 協議が必要

自家広告物 と 非自家広告物 とは

■自家広告物

自己の住居や店舗、事務所、事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般に利用される場所に、その名称や商標、事業の内容、取り扱う商品等を表示する広告物のことをいいます。

■非自家広告物

自家広告物以外の広告物のことをいいます。

※自己所有の土地、建物等に広告物を表示する場合でも、その敷地内に店舗等がなかったり、敷地内の店舗の営業に関係ない広告物の場合は、非自家広告物として扱われます。